

【資料2-1】

京都府庁旧本館に係る旧知事室等案内・監視業務審査基準

選定基準	審査項目	配点
参加の動機・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・旧本館での活動の観点からの評価 ・府庁界限観光資源についての認識からの評価 ・府の歴史、文化及び観光振興の観点からの評価 	5
受託事業遂行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・常時の案内体制の構築 (バックアップ体制等評価) ・団体等の臨時・随時の案内体制 ・適正な人材の配置 * 常時1名以上での体制が確保できない場合は、失格 	15
案内業務でのセールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行力(業務実績、団体等の信用性) ・多彩な人材の有無 ・安全管理(通常時の安全管理、緊急時の対応力) 	15
法人の事業目的との整合性 (定款等から確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・定款に沿った活動実施 	5
受託希望金額	<ul style="list-style-type: none"> ・金額要件 提示額どおり 5 差額5%より小さい 8 差額5%以上 10 * 予定価格を上回ったら失格 	10
合計点数		50

【資料2-2】

府庁旧本館旧書記官室貸付審査基準

選定基準	審査項目	配点
事務室での主なNPO法人活動	・ 京都府旧本館で行うことが適切な法人活動か	25
旧本館の文化財価値と観光資源価値に対する理解及び旧本館の利活用に資する法人活動	・ 旧本館の価値についてどのように認識しているか ・ 平成19年度活動実績 ・ 平成20年度の事業計画	25
賃借料支払いの確実性 (収支決算書等から判定)	・ 経営基盤の安定性	* 収支の安定性に疑問が残る場合は失格
合計点数		50